

「津島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者等に対し通知する制度（以下「本人通知制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。）の写し、住民票（消除されたものを含む。）に記載をした事項に関する証明書又は戸籍の附票（消除されたものを含む。）の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。）の謄本若しくは抄本又は戸籍（除かれたものを含む。）に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号に掲げる物の交付を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第20条第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げる物が必要である旨の申出をする者又はその代理人
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げる物の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除き、これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げる物の交付を請求する者又はその代理人

(対象者)

第3条 本人通知等制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市に備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票に記載され、又は消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市に備える戸籍（除かれたものを含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申込み)

第4条 本人通知制度(第11条の規定によるものを除く。)の利用を希望する者は、あらかじめ津島市本人通知制度登録申込書(様式第1号)により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の規定により申込みをする者(以下「申込者」という。)は、マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(申込者の写真が貼付されたものに限る。)その他の書類であって申込者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類(以下「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備える公簿等の記載により当該事実が判明するときは、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状及び当該代理人に委任をした者に係る本人確認書類。ただし、本人確認書類にあっては、写しによることができる。

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

(登録等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、津島市本人通知制度登録者名簿(様式第2号)に、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所

(5) 本籍

(6) 連絡先

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものである

ことが容易に分かるようにするため必要な措置を講じるものとする。

(登録事項の変更等の届出)

第6条 登録者は、前条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、津島市本人通知等制度登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、津島市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該登録者にその旨を通知するものとする。

(証明書の交付申請)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、当該住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、津島市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書(様式第5号)に前条の通知書を添えて市長に申請しなければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

(証明書の交付等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した津島市住民票の写し等交付事実証明書(様式第6号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 自己の代理人による交付の場合にあっては、その氏名及び住所

(4) 第2条第2項各号に掲げる第三者のうち、前号に掲げる者を除いた者にあつては職種

2 前項の証明書の交付に係る手数料については、津島市手数料条例(平成17年津島市条例第35号)の定めるところによる。

(登録の廃止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

(1) 第6条第1項の規定による登録の廃止の届出があったとき。

(2) 登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。

(3) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) その他市長が必要があると認めたとき。

(住民票の写し等が不正に取得された場合の措置)

第11条 住民基本台帳法第47条第2号又は戸籍法第133条の規定に該当する行為により、住民票の写し等が不正に取得された疑いがあると認めるときは、当該不正取得に際して用いられた交付請求（申出）書（職務上請求書を含む。）を廃棄せず、保管するものとする。

2 市長は、住民票の写し等を取得した者が住民基本台帳法第47条第2号又は戸籍法第133条の罪により刑に処せられた事実を確認したとき、又は愛知県その他関係団体から情報提供を受け、その事実を把握したときは、当該不正取得の事実を当該住民票の写し等に記載された者（以下この条において「本人」という。）に通知するものとする。

3 前項の通知は、本人のプライバシーに十分配慮した上で、次の順に従い、行うものとする。

（1）書面（親展）による通知（様式第7号）

（2）電話による通知

（3）担当者による面談の実施（本人の希望がある場合、その他市長が必要があると認める場合に限る。）

4 第1項から前項までの規定は、住民票の写し等を不正に取得した者が住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）及び戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）による改正前の規定により、過料に処せられた場合に準用する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月28日から施行し、改正後の「津島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」に関する要綱の規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。